

**Q1.濃厚接触者と疑われるため会社を休んでいましたが、傷病手当金は受けられますか？**

A 1. 被保険者本人の疾病に対して給付するものなので、濃厚接触者、または濃厚接触者であることが疑われ、症状はないが休業した場合には対象となりません。

**Q2. 自治体の要請や事業主の指示による自主休業も対象になりますか？**

A 2. 「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体の要請や事業主からの指示等での休業は対象となりません。

**Q3. 自営業やフリーランスは対象になりますか？**

A 3. 雇用され、給与を受けていることが条件となっております。個人事業主の方やフリーランスの方は一般的に報酬の名目で支払われており給与ではないため対象にはなりません。ただし、アルバイトにより給与所得がある場合、給与部分についてのみ傷病手当金の対象になりうることはあります。

**Q4. 個人事業主の家族が従業員として働いている場合は対象ですか。**

Q 4. 雇用されており給与を受けている場合は対象となります。

**Q5. 直近の継続した 3 カ月間の給与収入とありますが、1 か月しか勤務していない場合は対象となりますか？**

A 5. 勤務期間が 3 カ月間に満たない場合はその勤務期間の日数および給与収入額のみで記載で構いません。しかし、直近 3 カ月間において勤務実態がない場合は、算定根拠となる給与収入等がないため支給対象となりません。

**Q6. 直近 3 カ月間において複数の事業所に勤務していた場合はどうしたら良いでしょうか？**

A 6. 複数の事業所に勤務していた場合は、それぞれの事業主において当該申請書を作成していただく必要があります。

**Q7. 年次有給休暇による給与等の支払いや休業手当等の支給があった場合、支給対象となりますか？**

A 7. 給与等や休業手当等を受けることが出来る場合は、支給されません。ただし、その受けることができる給与等や休業手当等の額が傷病手当金の算定額よりも少ないときは、その差額が支給されます。

**Q8. 医療機関を受診していない、または申請書作成してもらえない場合、どのように証明すればよいですか。**

A 8. 発熱等の症状があり感染が疑われているが、医療機関を受診していない場合、事業主の証明が必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症に感染し陽性判定となった方で、医療機関に申請書作成してもらえない場合は、保健所や県コロナ対策本部から郵送される「就業制限について（通知）」と「就業制限の解除について（通知）」の2枚（写し）があれば、医療機関記入用の支給申請書の作成・提出は不要です。

**Q9. 傷病手当金は、所得税の課税対象となるか。**

A 9. 傷病手当金については、非課税所得であり、所得税は課されません。